

2022年9月15日

関係者の皆様

アイディホーム株式会社
代表取締役 久林 欣也

宅地建物取引業免許ならびに建設業許可の自主廃業および再申請について お詫びとご報告

弊社は宅地建物取引業(以下、宅建業という。)免許ならびに建設業許可について、「自主廃業」の手続きを2022年9月14日に行いましたので、下記のとおりご報告申し上げます。

本件に伴いお客様、協力会社様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 経緯等

弊社の元役員が、道路交通法違反(スピード違反)で執行猶予付き有罪判決を受けていたものの会社への報告を怠っておりました。本件の発覚により、弊社は宅建業免許ならびに建設業許可の欠格事由に該当していることを認識し、発覚日と同日、当該元役員は役員を辞任し、翌営業日には監督官庁への報告を行いました。その後、弊社において検討した結果、本件の重大性に鑑み、宅建業免許ならびに建設業許可を自主的に廃業するのが妥当と判断するに至り、監督官庁に対して当該免許ならびに許可の廃業の届出を行った次第です。

2. お客様への対応について

お客様におかれましては、ご心配、ご迷惑をおかけして大変申し訳ございませんが、今後の対応については弊社担当者より個別にご説明させていただきます。

別添『今後の対応策に関するご質問と回答』には、関係者の皆様への対応方針を記載しております。ご不明な点や個別のご質問等ございましたら、担当者もしくは下記問い合わせ先までご連絡頂けると幸いです。

3. 当社における今後の対応について

再発防止の体制を整え次第、速やかに宅建業免許ならびに建設業許可の再申請を進める方針としております。時期につきましては、判明次第ご報告致します。

なお、当該元役員に対しては、民事上の法的措置も検討しております。

4. お問い合わせ先

アイディホーム株式会社 経営企画課 TEL: 03-5337-5823

受付時間: 9:00~18:00(土曜日・日曜日を除く)

以上

今後の対応策に関するご質問と回答

Q. 宅建業免許がないと、住宅の購入において、どのような影響がありますか。

A. 2022年9月14日以降、宅建業免許を取得するまでの期間は、新たな土地の仕入れ、当社物件の販売に関する新規契約の締結は出来なくなります。

但し、9月14日以前にご契約いただいているお客様、仲介会社様におかれましては、販売決済及び仕入決済の手続きは可能ですので、予定通り対応させていただきます。

Q. 建設業許可がないと、現在建築中の工事を継続することはできないのですか。

また、新たに分譲戸建住宅の工事を始めることはできないのですか。

A. 分譲戸建住宅の建築工事に関しては、弊社は施主の立場で建築しており、建設業の許可は必要とされませんので、建設工事の継続、新たな工事の着工に問題ございません。

また、建設業許可の自主廃業届出前に契約した請負契約にかかる建築工事については、建設業法の定めに基づき、当該契約内容を履行する範囲内で「みなし事業者」としての地位が与えられるため、建築工事を始める又は継続することは可能です。

Q. 各免許を取得するまでの間、アフターサービス、オプションの購入・工事の申し込みは可能ですか。

A. アフターサービス、オプションの購入・工事に係る契約締結・履行に各免許の有無は関係ありませんので、これまで通り対応させていただきます。

Q. 2022年9月14日より前に、分譲戸建住宅の購入申し込み・住宅ローンの仮審査まで終わっていますが、同年9月15日以降に売買契約を締結することは可能ですか。

A. 大変申し訳ございませんが、宅建業法の定めにより、免許を取得するまでの間は販売契約を締結することができません。

※個別の案件によっては、対応方法が若干異なる場合がございます

以上